参考資料２

こ支家第１２６号
令和６年３月１２日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長
（公印省略）

里親等委託の更なる推進について

令和４年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号。以下「改正法」という。）においては、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われたこと等から、「都道府県社会的養育推進計画」（以下「計画」という。）について、全面的に見直しを行うこととし、今般、新たに計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等について、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和６年３月12日付こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「見直し後の策定要領」という。））によりお示ししたところである。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）においては、これまでの計画に基づき、里親等委託を推進するため、国が掲げた里親等委託率（令和６年度末の３歳未満児の75%以上、令和８年度末の就学前こども75%以上、令和11年度末の学童期以降50%以上）の目標達成に向けてご尽力いただいているところであるが、現状は目標と比べ低調となっており、里親等委託の更なる推進が必要となっている。

このような中、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組として、代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要である。養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることに加え、こどもの権利やこどもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメント

を行った上で、全ての都道府県等において、令和 11 年度までに、乳幼児 75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率（既に国の数値目標を達成している又は達成する見込みのある都道府県等にあっては、100%を目指した数値目標）となるよう、数値目標と達成期限を新たに設定（別紙１参照）することとしている。

こうしたことから、国においても都道府県等の里親等委託の更なる推進に向け、里親等委託を進める上での主な課題（①登録里親確保の問題、②登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する問題、③こどもと里親のマッチングの問題、④こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題、⑤実親の同意の問題）を改善するために伴走的に支援することとし、その具体的な改善方策等（別紙２参照）について、下記のとおり都道府県等の取組を促していくこととしたので通知する。

記

１．都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

各都道府県等においては、見直し後の策定要領に基づき、現行計画におけるこれまでの里親等委託に係る取組や達成見込みの要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ里親登録（認定）数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取組方針等を明らかにした次期計画（計画期間：令和７～11年度）を令和６年度末までに策定し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進めていただきたい。

２．新たな里親等委託率の数値目標と達成期限の設定について

代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要である。このことから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とし、国においては、遅くとも令和 11 年度末までに、全ての都道府県等において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現するための取組を推進することとした。

このため、各都道府県等においては、１の計画の見直しに当たっては、こどもの権利やこどもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこども数の見込みの算出を行い、これらを踏まえ、全ての都道府県等において、令和 11 年度末までに乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定されたい。

なお、この数値目標については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの結果も踏まえた代替養育を必要とするこどもの見込数に対して設定されるものであることに留意すること。また、現時点における各都道府県等の里親等委託率と里親登録（認定）との関係（別紙３参照）について国の方で評価・分析を行ったので、数値目標と達成期限の設定に当たって参考にされたい。

３．里親支援センターの創設について

令和６年４月から施行される改正法により、新たに「里親支援センター」を児童福祉施設として位置付け、児童入所施設措置費等国庫負担金（以下「措置費」という。）による支弁対象としたところである。

里親支援センターでは、里親支援業務（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うこととしている。

このため、各都道府県等においては、児童相談所の体制強化や、民間フォスタリング機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センターの活用も検討しつつ、里親支援センターを積極的に設置し、これまで以上に、里親等委託の推進やその体制の強化に向けた取組を実施されたい。

なお、里親支援センターの設置や運営に当たっては、その方法等についてお示し（別紙４参照）するので参考にされたい。

４．里親支援センター等人材育成事業の活用について

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォスタリング機関、乳児院や児童養護施設等及び児童家庭支援センターのそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて里親支援体制を構築していくことが必要である。

このため、下記の内容の「里親支援センター等人材育成事業」を創設し、令和６年度予算案に予算計上（別紙５参照）したので、里親支援センターを設置又は設置を検討するに当たっては、研修やフォーラムへの積極的な参加をお願いしたい。

（事業の内容）

- 里親支援センター等の職員に対する研修の実施により、その職員の資質向上を図る
- 里親支援センター、自治体、民間フォスタリング機関や児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う
- 里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者の資質向上のための研修の実施により、里親支援センターの機能向上を図ること

５．里親養育包括支援（フォスタリング）事業及び里親への委託前養育支援事業の活用について

里親等委託の更なる推進に当たっては、里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等に応じ、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのブランチとして地域の民間フォスタリング機関等を機能させることが有効である。このため、令和６年度以降も里親養育包括支援（フォスタリング）事業に要する費用について、令和６年度予算案に予算計上（別紙６参照）している。

本事業においては、

・　里親登録及び登録の更新に必要となる研修、未委託里親等を対象とする、こどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、里親による養育の質を確保する
・　委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親等委託の推進を図るため、研修開催費用を拡充する
・　新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る

といった内容の拡充を行っており、積極的な活用をお願いする。

このほか、里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図ることを目的として、これまで里親の負担となっている研修受講に係るテキスト代等について、新たに里親への委託前養育支援事業の補助対象とする予定であり、必要となる費用について令和６年度予算案に予算計上（別紙７参照）したので、併せて積極的な活用をお願いする。

６．ファミリーホームの機能強化等について

上記２．でも述べたとおり、代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であるため、被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図ることとしている。

この個別対応職員を配置するための費用については、新たに配置加算を措置費において創設することとしており、令和６年度予算案に予算計上（別紙８参照）したので、積極的な活用をお願いする。

７．里親制度等の広報について

里親制度等の広報については、これまでも里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業により実施してきたところであるが、今後、里親等委託の更なる推進に向けて、里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげることとしている。また、実親が里親への委託に同意しない背景に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱

く場合があること等を踏まえ、里親制度への社会的理解がより深まるような里親制度等について周知・広報を行うこととしている。

具体的には、里親制度等に対する理解を深め、適切な情報提供や相談等につなげるため、里親に関心を持つ方や里親になることを検討している方に対して、置かれている状況に応じて、里親登録によりつなげるための情報を集約し、関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開する。

加えて、都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関連携し、地域において効果的なリクルート活動が実施できるよう、上記の里親の潜在的な担い手のニーズに関する分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報内容を企画・立案し、希望する都道府県等と連携した広報を実施する。（別紙９参照）

８．各都道府県等における取組事例の横展開について

各都道府県等の里親等委託率には差があり、また、各都道府県等によって特に取り組まなければならない対応についてもそれぞれ異なることから、国においては、里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）の個別業務ごとに、先駆的な取組を実施している自治体の事例について横展開するとともに、これらの事例に係る具体的な取組方法など、各都道府県等が活用しやすいよう、追って通知等でお示しした上で、９の助言等により伴走的に支援していく予定である。その際においては、積極的なご協力をお願いする。

９．各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等について

各都道府県等における里親等委託の取組状況を支援する体制として、都道府県等ごとの支援を担当するこども家庭庁職員を指名し、定期的に取組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行うこととする。

また、各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、課題等の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設けることとする。

このための具体的な助言等の実施体制については、「各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等の実施体制」によりお示し（別紙 10 参照）するので、各都道府県等においては、積極的なご協力をお願いする。

10．里親支援専門相談員の活用について

令和６年度から里親支援センターが創設されることに伴い、今後の里親等に対する包括的な支援は里親支援センターを中心に実施されることから、児童養護施設及び乳児院に配置されている里親支援専門相談員の業務を見直すこととし、令和６年度に里親支援専門相談員が重点的に実施すべき業務について整理を行う（別紙 11 参照）こととしている。

里親支援専門相談員が業務を行うに当たっては、児童相談所や里親支援セ

ンター及び民間フォスタリング機関等の関係機関と連携した対応が必要となることから、児童相談所等においては、地域の里親等の情報を里親支援専門相談員に可能な限り積極的に提供していただくよう、ご協力をお願いする。

また、里親支援専門相談員の活用に当たっては、例えば、里親支援専門相談員の担当地域や役割を示し、委託可能な里親等の把握や委託里親への訪問を行わせ、また、レスパイト・ケアの受入れ調整等も行わせることが有効であると考えられることから、各都道府県等においては、里親支援専門相談員と連携した取組についても積極的に検討していただきたい。

11. 児童福祉審議会の積極的な開催について

養育里親（専門里親を含む。）又は養子縁組里親となることを希望する者からの申請に基づき、当該希望する者について養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行う際には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞くこととしているところであるが、審議会の開催頻度が低い場合、里親希望者が里親名簿に登録されるまで、期間を要することになる。

更なる里親委託の推進のため、当該希望する者からの申請があった場合には、里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催や、必要に応じた開催頻度の見直しをお願いする。

12. PDCA サイクルの運用について

各都道府県等においては、上記１．から11. までを踏まえた上で、更なる里親等委託の推進に向けて取り組んでいただくとともに、毎年度、取組状況について自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等に報告すること。

また、国においても、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等ごとの取組状況を公表するとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策について検討することとしていることから、各都道府県等においても、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直しをお願いする。

別紙１

次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領（概要）

次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

＜現行策定要領＞

●国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年７月）
●各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意事項をまとめて策定要領として示したもの。
●各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和２～６年度」「令和７～11年度」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】
●令和４年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
●また、これに先立つ「令和３年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和４年２月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されているところ。
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。

＜主な見直しのポイント＞

計画期間	●令和６年度に今期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和７～11年度の５年を１期として策定。
項目	●令和４年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計画記載事項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にＰＤＣＡサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」の記載を求める。 ●「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載を求める。 ●さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評価のための指標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。

１.基本的考え方（計画記載事項）

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
・計画策定に当たっては、当事者であるこどもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にＰＤＣＡサイクルを運用することが必要。
・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、こども一人一人に対して行われたソーシャルワークがこどもに還元されていることが重要であることに留意することが必要。

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

・令和４年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導措置を行うとともに、こどもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施することが必要。
・市区町村のこども家庭センターによる相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係の再構築に向けた支援の効果的な実施が必要。

(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

・支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが必要。

(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

・現行計画の代替養育を必要とするこども数の見込みについて、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて時点修正することが必要。その際、予防的支援による家庭維持の見込数、家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえて算出することが必要。

(6)一時保護改革に向けた取組

・安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべき。また、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
・一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとととともに、国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成を行うとともに、一時保護専用施設等の確保など、一時保護の体制整備の充実に努めることが必要。

１.基本的考え方（計画記載事項）※現行策定要領からの変更等を中心に記載

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要なこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
・その上で、これらの代替養育の開始の時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

・代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
・国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親探し50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

・令和４年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
・児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

(12)障害児入所施設における支援

・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

次期計画策定上の留意事項

・各都道府県においては、令和６年度末までに令和７年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行うことが必要。
・こども家庭センターの整備等に向けた支援、里親支援センターによる里親支援体制の構築に向けた実施機関やその配置の調整等、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた計画策定のための調整・検討等、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

2.項目ごとの策定要領※現行策定要領からの変更等を中心に記載
(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

事項	計画策定に当たっての留意事項
家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定	●パーマネンシー保障には、まず、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべき。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要 ・各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、現行計画を見直して新たな計画を策定することが必要
各項目に係る基本的考え方	●現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等の内容等を記載 ●資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載
計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等	●里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと ●当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取 ●里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取 ●意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意
市区町村との連携体制等	●計画策定時に市区町村の意見を反映 ●各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要 ●市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に規定する都道府県の施策についても考慮することが必要
評価のための指標とＰＤＣＡサイクルの運用	●計画策定に当たっては都道府県児童福祉審議会等への意見聴取 ●毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し ●ＰＤＣＡサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

２.項目ごとの策定要領
(２)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

事項	計画策定に当たっての留意事項
こどもへの意見聴取等措置	●措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施 ●聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討 ●措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明
意見表明等支援事業	●こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備 ●多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、こどものニーズに対応できる体制整備に努める ●こどもの意見等をこどもの最善の利益を考慮して検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
こどもの権利擁護に係る環境整備	●児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める ●こども自身に対しその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすい周知啓発を図ることが不可欠 ●社会的養護に関わる関係職員に対する研修の定期的実施 ●社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

２.項目ごとの策定要領
(３)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等	●市区町村は、令和４年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要 ●計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載。とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載すること ●こども家庭センターに関するガイドライン等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討 ●児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導を行うとともに、市区町村への送致のほか、適当と考えられる事例については、市区町村に在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施 ●市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備 ●市区町村職員への研修を児童相談所職員と一緒に行うこと等により、お互いの専門性について理解を深める ●関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
ヤングケアラーに対する支援	●こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

2.項目ごとの策定
(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
市区町村の家庭支援事業等の整備・充実	●市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要 ●市区町村における、支援メニューの必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、必要な支援を検討 ●子ども・子育て支援担当部局等と連携し、市区町村に対して計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を順次反映 ●子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携 ●市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供などの支援を検討
母子生活支援施設の体制整備・活用促進	●様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

2.項目ごとの策定要領
(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組	●こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る
市区町村との連携体制	●児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議 ●市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

2.項目ごとの策定要領
(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
妊産婦等生活援助事業の整備	●国において策定する実施要綱等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
助産施設・助産制度の体制整備と周知	●助産施設の確保に取り組むこと ●制度の周知にも取り組むこと
市区町村等との連携等	●都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築 ●市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要 ●児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
その他事業による支援体制の充実	●市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

2.項目ごとの策定要領
(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

事項	計画策定に当たっての留意事項
代替養育を必要とするこども数の見込み	●保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要がである者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること （参考例）こどもの人口（推計・各歳ごと）× 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。） ＝ 代替養育を必要とするこども数

2.項目ごとの策定要領
(6)一時保護改革に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
一時保護の体制整備	●家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべき。特に、年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること ●まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児は家庭養育優先原則を十分に踏まえることが必要。一時保護専用施設等の確保に努めることも必要 ●国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数、職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
一時保護におけるこどもの最善の利益	●こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること ●一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、施設内のルールが適切か、定期的に見直す

2.項目ごとの策定要領
(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント	●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底。すなわち、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行う。その上で、代替養育の開始の時点から、こどもの意向等を踏まえながら家庭復帰を目指し、困難な場合は特別養子縁組等を検討 ●児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。早期のパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うためには、専門チームや担当係の配置などの体制整備の検討が望ましいこと ●親族等がこどもを養育する場合に、児童相談所は、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等を勧奨することが望ましい

2.項目ごとの策定要領
(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
②親子関係再構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童相談所における体制強化	●専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備 ●親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
民間団体との協働による支援の充実	●保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる ●その際、児童相談所がコーディネート業務を適切に行うなどを前提とし、協働による支援であることを意識
市区町村における支援体制の強化と連携等	●市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠 ●親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映 ●都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ ●都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮
里親・FH・施設との協働による支援	●里親・ファミリーホーム・施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

2.項目ごとの策定要領
(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方	●代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となって、こどもの意向等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、特別養子縁組等を検討 ●児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児は特別養子縁組を積極的に検討 ●支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
民間あっせん機関等との連携等	●適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討 ●縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
縁組成立後の支援	●縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと

2.項目ごとの策定要領
(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

事項	計画策定に当たっての留意事項
家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方	●市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討することが必要
里親等委託が必要なこども数の見込み	●里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式 （代替養育を必要とするこども数 －（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数））×里親等委託が必要なこどもの割合 ＝ 里親等委託が必要なこども数
新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等	●養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討することが必要。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする ●施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に里親等委託を検討する必要があり、特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を行うことが必要 ●以上を踏まえ、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度時点における年齢区分別（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定・実行する。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、上記事項を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定 ●国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう令和11年度における数値目標を設定する
十分な受け皿の確保等	●里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること ●実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る ●障害児の障害特性に応じて適切に養育できる環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること
里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等	●ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要 ●市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図ることが必要。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい ●市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
やむを得ず委託解除に至った要因分析	●やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

2.項目ごとの策定要領
(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
包括的な里親等支援体制の整備	●里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
里親支援センターの設置等に当たっての留意事項	●里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定する実施要綱等を踏まえること ●児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討 ●設置にあたっては、ＮＰＯ法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる ●里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォスタリング機関の活用についても検討

2.項目ごとの策定要領
(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
①施設で養育が必要なこども数の見込み

事項	計画策定に当たっての留意事項
施設で養育が必要なこども数の見込み	●(5)の項目で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこども数」から、(8)の①の項目において算出した「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出 ●各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと

2.項目ごとの策定要領
(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
乳児院、児童養護施設	●概ね５年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定 ●就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等委託が原則であり、特に乳児院は、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、妊産婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児、実親、里親・里子に総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図ることが必要。乳児院が、こども家庭センターや医療機関等との連携・協働先に位置付けられるよう働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても地域の実情に応じて検討 ●国は、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組状況を評価。進捗状況を毎年度公表
母子生活支援施設	●妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
地域支援・在宅支援の充実	●家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う ●多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援センターの設置の促進を検討
施設等における人材確保・人材育成等	●施設等における人材確保 ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要 ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要 ●施設等における人材育成等 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステムの確立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

2.項目ごとの策定要領
(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組
①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

事項	計画策定に当たっての留意事項
社会的養護経験者等数の見込み、実情把握	●自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱等を踏まえて把握すること

2.項目ごとの策定要領
(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組
②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童自立生活援助事業	●(10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定 ●なお、令和４年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、管内の施設等の状況を踏まえて、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定
社会的養護自立支援拠点事業	● (10)の①の項目の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定 ●関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討 ●一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援の実施を検討
社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備	●国において策定する実施要綱等を踏まえ、関係機関との連携等について、支援ニーズに即した支援体制の整備に向けた計画を策定 ●社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討

2.項目ごとの策定要領
(11)児童相談所の強化等に向けた取組
①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画	●令和元年改正児童福祉法附則第７条第６項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す ●中核市・特別区における設置に向けた具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

2.項目ごとの策定要領
(11)児童相談所の強化等に向けた取組
②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童相談所における人材確保・育成	●「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載。なお、医師及び弁護士の確保については、常勤職員としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載
児童相談所の管轄人口	●都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
市区町村との連携	●市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい

2.項目ごとの策定要領
(12)障害児入所施設における支援

事項	計画策定に当たっての留意事項
障害児入所施設における支援	●「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

3.次期計画策定上の留意事項

事項	計画策定に当たっての留意事項
次期計画の計画期間、計画の見直し等	●計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和６年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、以下について可能なものから順次速やかに取組む ・市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援 ・里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けた調整・検討 ・乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討 ・これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 ・現行計画の達成見込みの確認・要因分析等 ・資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握 ・代替養育を必要とするこども数、里親等委託が必要なこども数、施設で養育が必要なこども数の見込みの算出 ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握 など ●第３期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和７年度から令和11年度までの５年を１期として策定 ●計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること ●都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について

別紙2

（１）次期社会的養育推進計画に基づく里親等委託推進の確保

○　各都道府県における次期社会的養育推進計画（令和７～11年度）策定時に、**里親等委託率について、国が策定要領に掲げる数値目標（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）となるよう、数値目標の設定を求めるとともに、国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県等にあっては、国の数値目標を超え、100%を目指した目標設定を求め、次期計画終期までに、全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市における里親等委託率の目標達成を確実に遂行**する。

（２）里親等委託推進に向けた具体的な方策

○　令和６年度以降、**里親支援センターの設置に伴う支援強化**のみならず、**民間フォスタリング機関の活用や研修の強化**により、里親等委託の推進に向けた地盤強化を進めるとともに、

- **次期推進計画策定後の里親等委託の都道府県等別の進捗状況を毎年度調査し、自治体別数値の公表**
- **都道府県等ごとにヒアリングを行い、里親等委託が進まない要因分析及び対応を自治体に助言**

を行うこと等により、自治体の取組を促す。

里親等委託を進める上での主な課題

①登録里親確保の問題

・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。

②登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する問題

・里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親が限られる場合がある。

③こどもと里親のマッチングの問題

・里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しない。

④こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題

・発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。

⑤実親の同意の問題

・里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。

里親等委託推進に向けた具体的方策

【都道府県社会的養育推進計画の見直し】

○　次期都道府県社会的養育推進計画（令和7～11年度）の策定要領に基づき、**これまでの取組や達成見込みの要因等を分析**した上で、**里親等委託率をはじめ、里親登録数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取り組み方針等を明らかにした計画を令和６年度末までに策定**し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進める。

【里親支援センターの創設】　《児童入所施設措置費等国庫負担金》令和６年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

○　令和４年改正児童福祉法により、**里親支援センターを児童福祉施設として位置付け、措置費支弁対象**としたところ。これにより、**里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助**を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現する。

【里親支援センター等人材育成事業】　《里親支援センター等人材育成事業費補助金》令和６年度予算案：74百万円（0百万円）

○　**里親支援センター等の職員に対する研修の実施による職員の質の向上**や、**里親支援センターや自治体、民間フォスタリング機関、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催**し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。

　さらに、**里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者の資質向上のための研修の実施**により、里親支援センターの機能向上を図る。

【里親養育包括支援（フォスタリング）事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》令和６年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

○　里親支援センターによる支援に加え、**地域の実情等に応じ、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのブランチとして地域の民間フォスタリング機関を機能させるなど、フォスタリング機関に対する補助を行う**。

○　また、**研修開催費用を拡充**するとともに、**新たに研修等事業担当職員を配置**することで、里親による養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成する。

【里親への委託前養育等支援事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》令和６年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

○　**里親の資質向上のための研修受講経費について、研修受講旅費の単価を拡充するとともに、これまで里親負担となっているテキスト代等新たに補助対象とすることで里親の研修受講を促進**し、登録里親及び委託里親の増加を図る。

【ファミリーホームの機能強化等】　《児童入所施設措置費等国庫負担金》令和６年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

○　**被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置**することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図る。

【里親制度等の広報】 **《里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金》令和６年度予算案：2.1億円（2.1億円）**

○　**里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施**し、**そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い**、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげる。また、実親が里親への委託に同意しない背景に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱く場合があること等を踏まえ、**里親制度への社会的理解がより深まるような里親制度等について周知・広報を行う**。

○　具体的には、里親に関心を持つ方や里親になることを検討している方に対して、**置かれている状況に応じて、里親登録によりつなげるための情報を集約し、関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開**。

○　さらに、**里親支援センター等の関係機関と連携**し、地域において効果的なリクルート活動ができるよう、里親の潜在的な担い手のニーズに関する分析を踏まえ、**創意工夫や先駆性のある広報を実施**。

【各都道府県等における取組事例の横展開】

○　**里親支援事業の個別項目ごとに、先駆的な取り組みを実施している自治体の事例について横展開**するとともに、これらの事例に係る具体的な取組方法など、**各都道府県等が活用しやすいよう通知等で示した上で、助言等により伴走的に支援**していく。

【各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等】

○　**各都道府県等における里親等委託の取組状況を支援する体制として、都道府県等ごとの支援を担当するこども家庭庁職員を指名し、定期的に取組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。**

○　各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、**日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、課題の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設ける。**

【里親支援専門相談員の活用】

○　里親支援センターの創設に伴い、今後の里親等に対する包括的な支援は里親支援センターを中心に実施されることから、里親支援専門相談員の業務を見直すこととし、**令和６年度に里親支援専門相談員が重点的に実施すべき業務について整理**を行う。

【児童福祉審議会の積極的な開催】

○　里親になることを希望する者からの申請があった場合には、**里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催**や、**必要に応じた開催頻度の見直し**を行うことで、更なる里親等委託の推進を図る。

PDCAサイクルの運用について

○　各都道府県等において、**毎年度、取組状況について自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告**することとし、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直しを行う。

○　国においては、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、**毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等ごとの取組状況を公表するとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策について検討する。**

里親等委託率の評価・分析について

別紙３

（１）里親等委託率の達成状況

○　里親等委託率については、国が作成する社会的養育推進計画策定要領において、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標を掲げている。一方、令和３年度末時点の全国平均の里親等委託率は、「３歳未満児」が25.3%、「３歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。

○　なお、各年齢区分で国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率については、全国平均で56.2%。

（２）里親等委託率と里親登録（認定）との関係

○　各自治体別に、里親等委託率と、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数（以下、便宜上「登録率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。

一方、国が掲げる目標を達成するために必要な登録里親を確保できている自治体は少なく、各自治体においては、まず、里親登録数を増やしていくことが必要。　**（分析①・②）**

○　また、登録率と、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数（以下、便宜上「稼働率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親登録をしていても委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）。

このため、里親登録数を増やしていくとともに、委託候補里親の選定、委託に向けた調整、さらには国によるこれらへの支援も行っていくことが必要。　**（分析③）**

（参考１）国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率

		代替養育必要児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
現状	３歳未満児	2,884人	729人	25.3%
	３歳以上就学前	5,341人	1,650人	30.9%
	学童期以降	24,932人	5,419人	21.7%
	全体	33,157人	7,798人	23.5%
国の目標を達成した場合	３歳未満児	2,884人	2,163人	**75%**
	３歳以上就学前	5,341人	4,006人	**75%**
	学童期以降	24,932人	12,466人	**50%**
	全体	33,157人	18,635人	**56.2%**

（参考２）里親等委託率と登録率及び稼働率との関係について

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ＦＨの委託児童数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

$$\text{登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ＦＨの定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・ＦＨの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ＦＨの定員数}}$$

※１　参考１の「現状」については、令和３年度福祉行政報告例による。また「国の目標を達成した場合」については、各年齢区分の代替養育必要児童数について令和３年度末時点で固定し、国の目標を達成した場合として計算したもの。

※２　参考２の「里親登録数」については、里親登録世帯数に令和３年度末時点の里親１世帯当たりの平均受託児童数（1.26人）を乗じたもの。

＜分析①＞里親等委託率と登録率との関係（令和３年度実績）

- 里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は54自治体（77.1%）であり、その２倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は13自治体（18.6%）である。

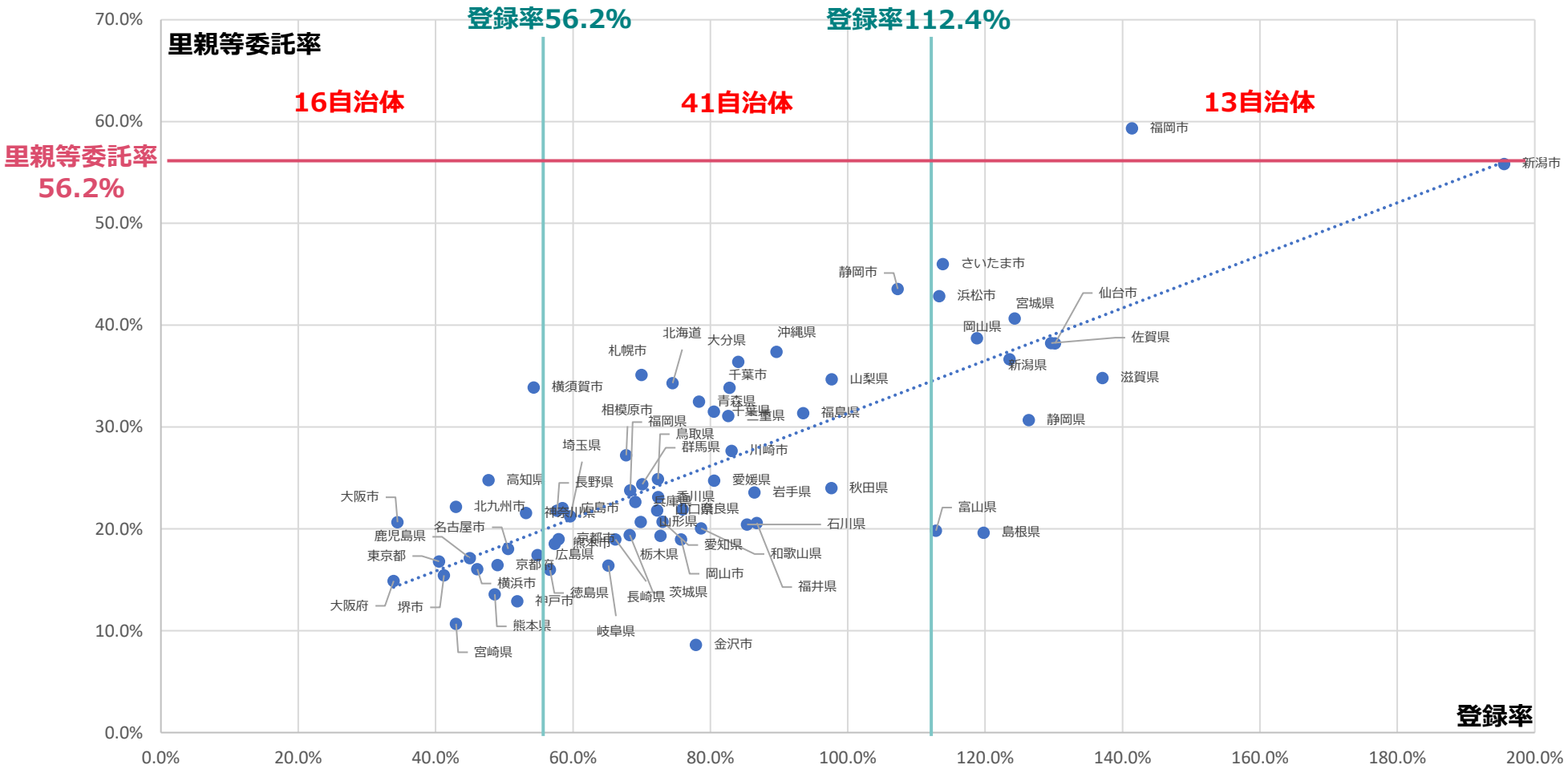

【参考】乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書（令和２年度先駆的ケア策定・検証調査事業）福岡市のヒアリング調査

- 福岡市では昨年度末時点で、登録里親 255 世帯（キーアセットの里親を含む）中、101 世帯に委託しており（一時保護委託を除く）、154 世帯は未委託里親となる。
- この 154 世帯すべてに子どもを委託できるかといえば、養子縁組里親として名簿上登録しているだけの人もいれば、現時点で預ける状況にないと考えられる里親もおり、すべての登録里親に委託ができるわけではない。
- 未委託里親が多い地域では、児童相談所の里親のアセスメントの問題や、十分な支援が提供できれば里親の能力が発揮できるがそれができないという児童相談所側の問題などが考えられるのではないか。
- キーアセットでは、一時保護委託だけを受けてくれる里親もおり、委託中の里親のレスパイト先となっている。委託中の里親家庭の後方支援を考えれば、登録里親数は委託中の里親家庭の倍ぐらいは必要ではないか。後方支援のための活動ならできる、という登録里親もいる

＜分析②＞里親等委託率と登録率における平成28年度から令和３年度の伸び幅

➢ 家庭養育優先原則が規定された改正児童福祉法が成立した平成28年度と現在（令和３年度）の里親等委託率と登録率のそれぞれの差分を比較すると、４つの区分に大きく分けることができ、それぞれ以下のようなことが考えられる。

① ⇒ 着実に里親等への委託が推進されており、引き続き、取り組むことで、更なる里親等委託率の向上が見込まれる。
② ⇒ 登録里親を有効に活用できており、登録里親をさらに増やしていくことで、里親等委託率の向上が見込まれる。
③ ⇒ 未委託里親が増えており、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。
④ ⇒ 里親登録数を増やしていくとともに、マッチングも進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。

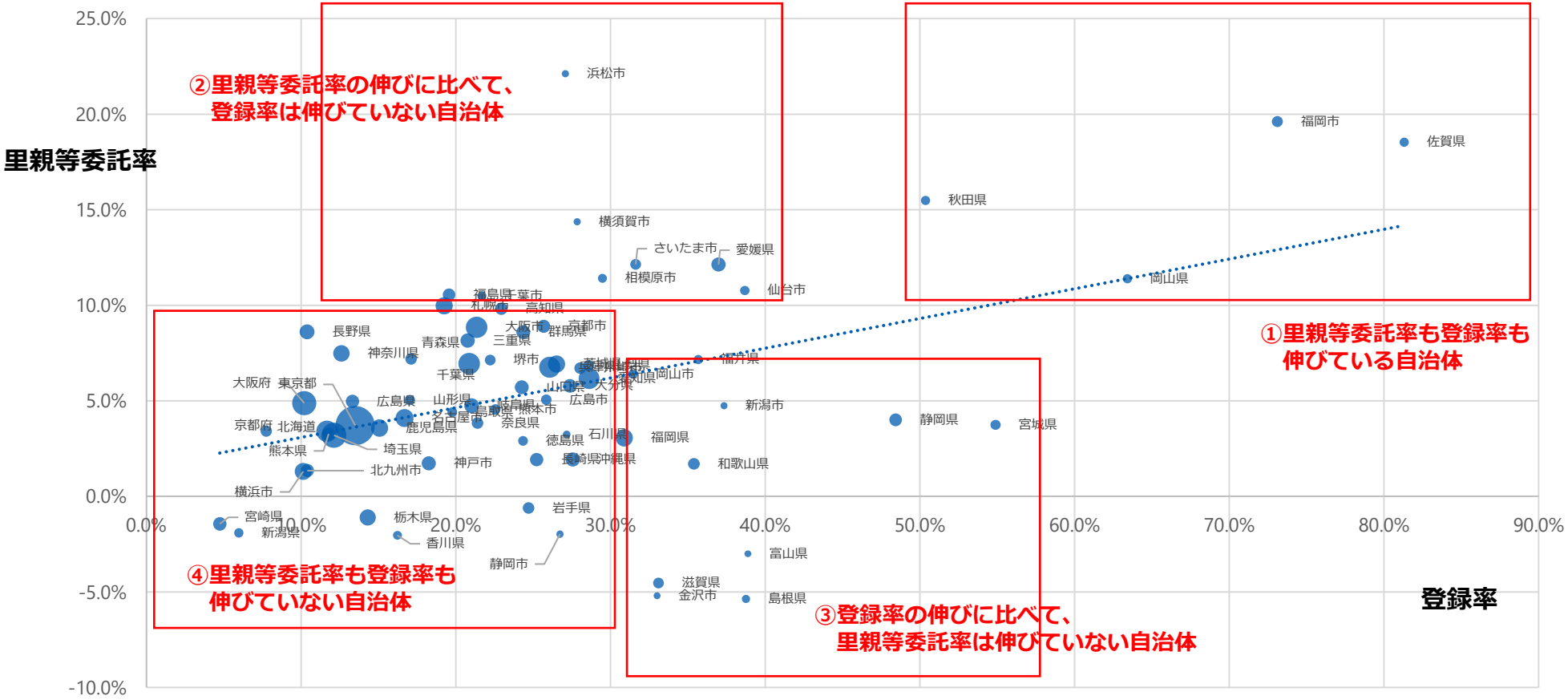

※　各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和３年度実績）を示している。
※　明石市は平成28年度時点では児童相談所設置市ではなかったことから、兵庫県に含めている。
※　平成28年度と令和３年度における登録率の差分については、全ての自治体でプラスとなっている。
※　上記グラフ中の破線は近似曲線である。

＜分析③＞登録率と稼働率の関係（令和３年度実績）

- 稼働率が高い自治体については、登録里親を有効に活用することができている一方で、目標達成に必要な登録里親を確保できていない。
- 一方、登録率が高い自治体については、委託されていない里親（未委託里親）が多く存在しており、登録里親を有効に活用できていない。

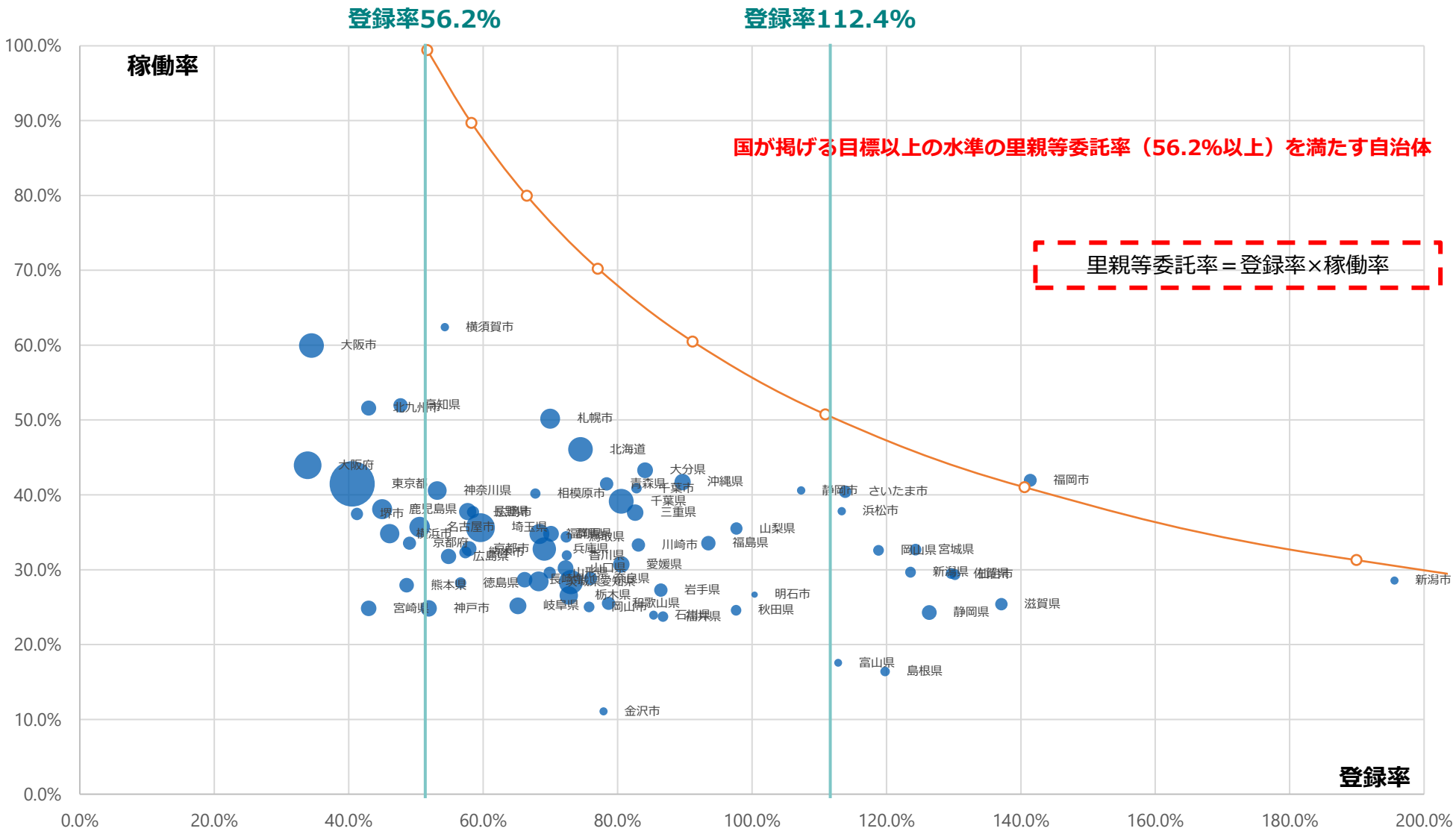

※　各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和３年度実績）を示している。

＜参考事例＞福岡市、新潟市について

【福岡市】

○　平成28年度に、家庭移行支援係（※）を設置することにより、里親支援体制の整備を行った。
　※ 係長１名（入所調整）、児童福祉司４名（進行管理と個別支援）、自立支援員

○　家庭移行支援係を中心に、施設入所児童の家庭復帰・親族養育・養子縁組・里親委託を進めることにより、施設入所児童が大幅に減少した結果、里親等委託率が上昇し、国が掲げる目標と同等の水準まで達することができた。

【新潟市】

○　平成26年度から里親専任常勤職員1名＋会計年度任用職員1名。令和５年度は専任で4名の体制としている。

○　登録里親数を増加させるため、里親制度説明会を増やすとともに、愛着や発達障害など難しい背景のこどもが増えている状況に鑑み、月２～３回の研修開催を行うほか、相談から委託、その後のサポートまで専任職員による一貫した支援を行い、里親支援体制の強化を図った。

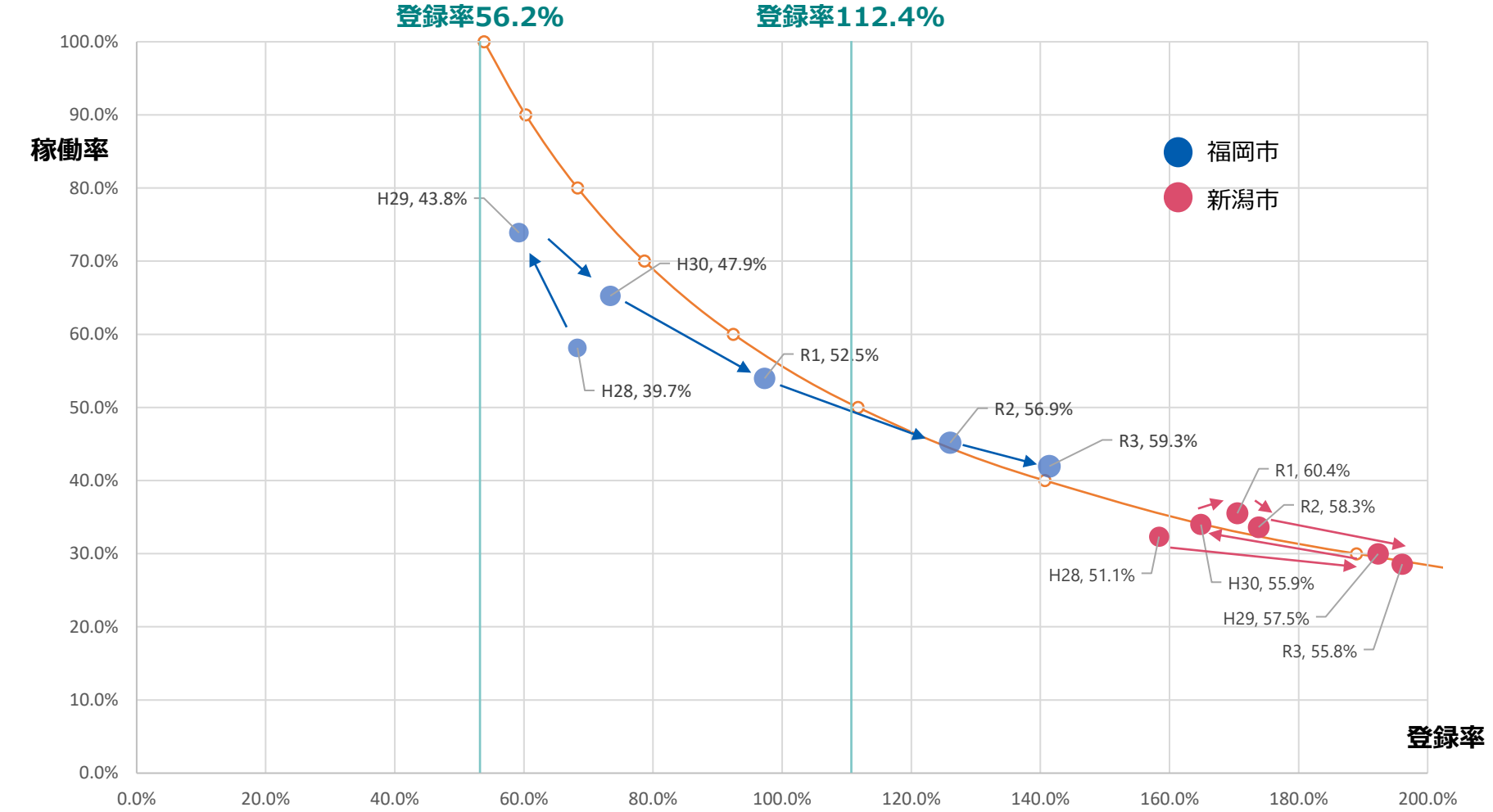

※　各プロット（データマーカー）の大きさについては、各年度における里親等委託率を示している。

＜参考分析＞里親等委託率と登録率との関係（令和２年度実績との比較）

- 全体として、里親登録が進んでおり（登録率が上昇しており）、里親等委託率が上昇している。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は8.6%（48自治体（R2）→54自治体（R3））増加しており、その２倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は11.4%（５自治体（R2）→13自治体（R3））増加している。

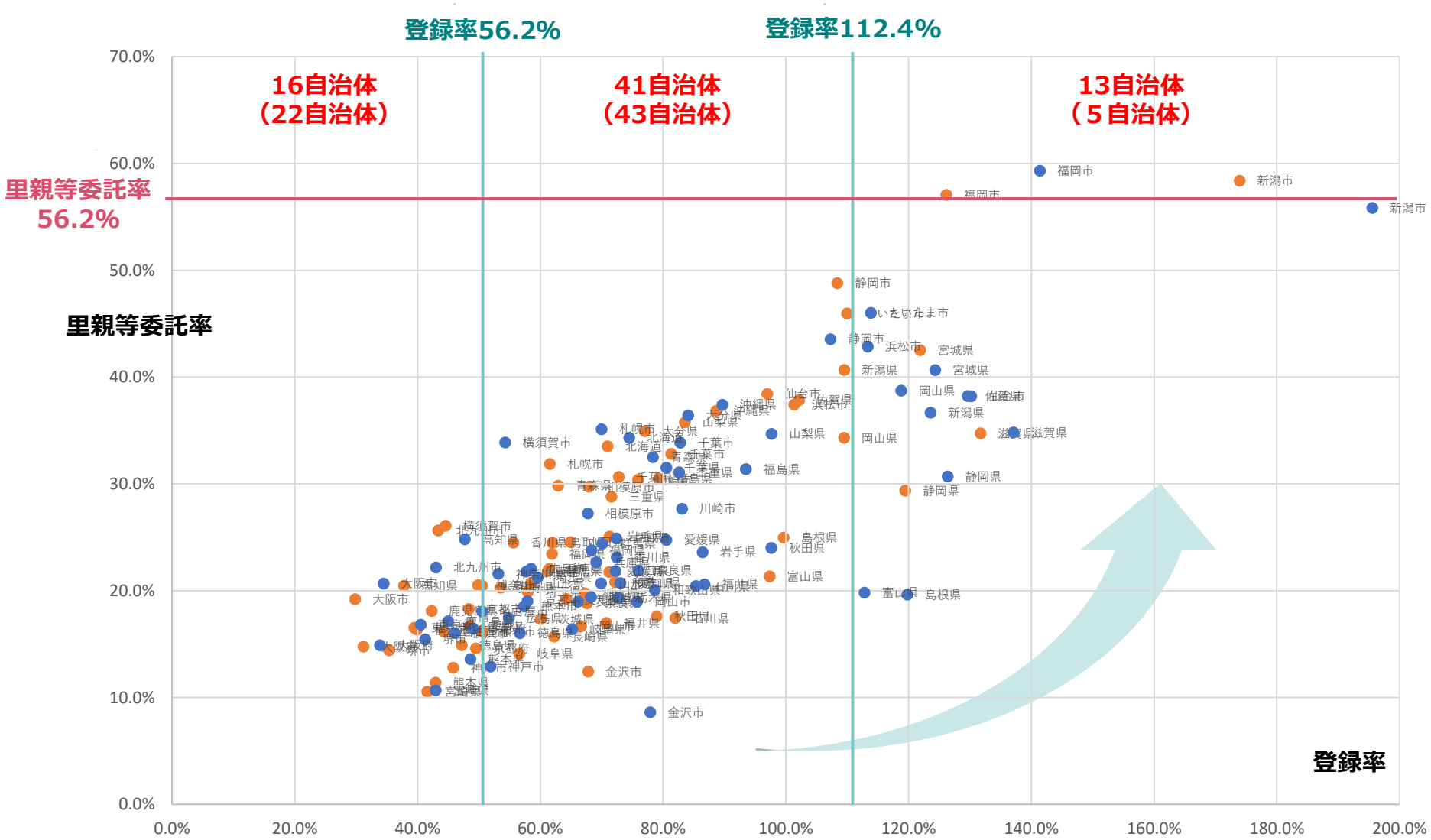

※　各プロット（データマーカー）のについては、オレンジが令和２年度実績、青が令和３年度実績を示している。

（４）都道府県社会的養育推進計画における目標の達成状況

○　都道府県社会的養育推進計画における里親等委託率の目標設定については、国が掲げる目標を下回る目標を設定している自治体が多い。

○　国が掲げる目標を下回る目標を設定している理由は、①登録里親確保の問題（４自治体）、②登録里親の養育技術・経験にばらつきがある（２自治体）、③こどもと里親のマッチングの問題（２自治体）、里親家庭への継続的な支援の必要性（１自治体）、⑤実親の同意の問題（５自治体）など。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの　　※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率　　※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目（R６年度末）3歳未満	7年目（R８年度末）3歳以上就学前	10年目（R11年度末）学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上
北海道（札幌市）	34.5%（29.7%）	現状からの増加	-	-
青森県	27.8%	38.5%	-	47.9%
岩手県	26.2%	34.8%	44.3%	46.6%
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%	62.2%
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	40.0%
山形県	20.0%	57.5%	-	31.7%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	-	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	54.4%	41.0%
群馬県	17.4%	34.0%	57.0%	50.0%
埼玉県（さいたま市）	18.8%（40.0%）	36.0%（36.0%）	-	-
千葉県（千葉市）	27.9%（31.2%）	57.0%（55.6%）	-	32.5%（50.0%）
東京都	14.9%	14.1%	38.2%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.2%	-	24.6%
新潟県（新潟市）	40.0%（55.9%）	53.0%（53.0%）	-	57.0%（57.0%）
富山県	18.5%	46.0%	-	33.3%
石川県（金沢市）	15.9%（15.4%）	40.0%（40.0%）	-	35.0%（35.0%）
福井県	16.6%	33.0%	-	35.0%
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	-	36.5%
岐阜県	16.1%	48.1%	-	37.5%
静岡県（静岡市）（浜松市）	21.9%（48.5%）（26.7%）	45.0%（53.0%）（56.0%）	-	46.0%（52.0%）（49.0%）
愛知県	15.9%	28.5%	-	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	-	40.0%
滋賀県	34.3%	52.2%	-	60.2%
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	-	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	37.9%	47.1%
奈良県	17.4%	27.0%	-	31.0%

	H30年度末実績	5年目（R６年度末）3歳未満	7年目（R８年度末）3歳以上就学前	10年目（R11年度末）学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上
和歌山県	20.5%	32.0%	-	42.1%
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	60.0%
島根県	23.4%	35.0%	-	概ね40%以上
岡山県（岡山市）	32.7%（14.0%）	75.0%（75.0%）	75.0%（75.0%）	50.0%（50.0%）
広島県（広島市）	14.1%（18.8%）	29.0%（29.0%）	-	42.4%（42.4%）
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	45.0%
徳島県	12.8%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	60.7%	33.3%
高知県	18.7%	40.0%	-	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	53.6%	75.0%	48.0%
長崎県	17.6%	61.8%	37.4%	40.3%
熊本県（熊本市）	12.4%（10.8%）	45.4%（45.4%）	44.2%（44.2%）	30.3%（30.3%）
大分県	33.1%	75.0%	-	35.0%～50.0%
宮崎県	13.4%	36.0%	-	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	56.5%	37.4%
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	40.0%
仙台市	27.7%	38.9%	52.5%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	43.0%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	76.0%	50.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	-	30.0%
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	-	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	-	32.2%
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.9%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	76.9%	58.8%
世田谷区		76.9%	77.4%	50.2%
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	45.0%
明石市		57.1%	-	62.1%

◎道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ（　）で記載している。

こどもまんなか
こども家庭庁　里親支援センターの創設について

改正法の概要

○　児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
○　このため、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。

＜里親支援センターの設置＞

➢　里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。

➢　里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

里親・ＦＨ及びその養育される児童

②里親等研修・トレーニング等業務
③里親等委託推進等業務
④里親等養育支援業務
⑤里親等委託児童自立支援業務

里親になろうとする者

①里親制度等普及促進・リクルート業務
②里親等研修・トレーニング等業務
④里親等養育支援業務

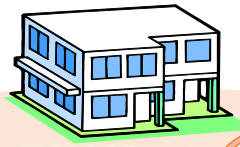

里親支援センター

地方公共団体

関係機関との連携

児童相談所

児童福祉施設

学校

（想定される実施機関）
・民間フォスタリング機関
・児童福祉施設　等

こどもまんなか
こども家庭庁　里親支援センター（その①）

１．設置運営要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

【設置及び運営の主体】

- 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者

【設備】

- 事務室
- 相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
- その他事業を実施するために必要な設備

（※）児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

【職員】

- 以下に掲げる者を配置すること。なお、これらの者は**すべて専任**とする。
  - ① **里親支援センターの長**
  - ② **里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）**
  - ③ **里親等支援員**
  - ④ **里親研修等担当者（里親トレーナー）**

こどもまんなか
こども家庭庁

里親支援センター（その②）

配置基準	配置職員	配置人数	備考
２０：１ ・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの４人を配置すること。 ・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を１人ずつ加配できる。	里親支援センターの長	１人	専任
	里親リクルーター	１人	専任
	里親等支援員	１人	専任
	里親トレーナー	１人	専任

（※）登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に５年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に５年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※）里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る 。

③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に５年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に５年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

こどもまんなか
こども家庭庁　里親支援センター（その③）

【事業内容】

◆　以下に定める業務を全て実施すること。

①　里親制度等普及促進・リクルート業務

- **里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進**を行うとともに、**里親等になることを希望する者の開拓**を行う。

②　里親等研修・トレーニング業務

- **基礎研修、登録前研修及び更新研修**や、**未委託里親等に対する研修・トレーニング**を実施する。

③　里親等委託推進業務

- **委託候補里親等を選定**するとともに、委託に向けて、**里親等とこどもとの間の調整・支援**を行う。
- **自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援**を行う。
- 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、**里親委託等推進委員会を開催・参画**する。

④　里親等養育支援業務

- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、**その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助**を行う。
- 里親等が**レスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設の間の調整**を行う。
- 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童や、里親等及び里親になろうとする者による**相互の交流の場を提供する**。
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、**里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動**を行う。

⑤　里親等委託児童自立支援業務

- 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、**自立支援計画への助言及び進行管理**や、**委託解除前からの自立に向けた相談支援**、**委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助等**を行う。

里親支援センター（その④）

【留意事項】

- **関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努める**こと。
- **業務の質の評価を行う**とともに、**定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る**こと。 等

２．施設機能強化推進費実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用することや、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者のニーズに応じた事業を実施することにより、里親支援体制の整備の強化を図る。

◆ 市町村連携事業

【業務内容】

- 市町村連携コーディネーターを配置し、次の①から③を実施すること。
  - ① 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなど、**地域資源を活用して里親制度の周知やリクルート活動**
  - ② **子育て短期支援事業における連携・協力**
  - ③ その他、市町村との連携に資する取組

【資格要件】

- 市町村連携コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士
イ 精神保健福祉士
ウ 児童福祉司の任用資格に該当する者
エ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に５年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
オ 都道府県知事がア～エに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

里親支援センター（その⑤）

◆ **レスパイト・ケア体制構築事業**

【業務内容】

➢ **一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員を配置**し、レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、当該里親等が養育している**委託児童を里親支援センターにおいて受け入れ、養育を実施する**。

【資格要件】

➢ レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 保育士
イ 児童指導員の任用資格に該当する者
ウ 里親としてこどもの養育経験を有する者
エ 都道府県知事がア～ウに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

◆ **休日・夜間支援体制強化事業**

【業務内容】

➢ 里親支援センターの**開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制**を整備。

３．その他の加算について

注）各通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

◆ **心理療法担当職員加算**

【趣旨】

➢ 虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、**心理療法を実施する職員を配置**し、支援を行う。

【資格要件】

➢ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

【業務内容】

➢ 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年４月５日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第３の４心理療法担当職員の業務内容の規定に準じる。

里親支援センター（その⑥）

◆ **自立支援担当職員加算**

【趣旨】

➢ 里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

➢ 「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和３年３月８日付厚生労働省子ども家庭局長通知）の３．資格要件及び４．業務内容の規定に準じる。

◆ **親子関係再構築支援加算**

【趣旨】

➢ 虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う**家庭支援専門相談員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

➢ 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年４月５日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第１の３資格要件及び４家庭支援専門相談員の業務内容の規定に準じる。

４．今後のスケジュールについて

○ 実施要綱については、令和５年度末を目途に確定版を通知する予定。
○ 併せて、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（仮称）についても、令和５年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
- 里親支援センターの業務内容について（目的及び支援対象者、リクルート・研修・マッチング・養育支援から自立支援までの包括的支援等）
- 里親支援センターを中心とした里親支援業務と関係機関との連携について（児童相談所、市町村、児童福祉施設、教育機関等）
- その他（地域の実情にあわせた取組等）

こどもまんなか
こども家庭庁　里親支援センター（その⑦）

５．財政支援の考え方について

注）交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

＜基本分＞　登録里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース　基準単価：**35,504千円**

＜加算分＞

ⅰ 市町村連携職員加算

基準単価：**5,976千円**

ⅱ 心理療法担当職員加算

心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し１人配置、最大２人まで

基準単価：１人加配　**5,724千円**、　２人加配　**9,702千円**

ⅲ 自立支援担当職員加算

ア．自立支援担当職員加算（Ⅰ）：アフターケア対象者 20 人以上かつ支援回数 240 回以上

イ．自立支援担当職員加算（Ⅱ）：アフターケア対象者 10 人以上かつ支援回数 120 回以上

基準単価：アの場合　**5,724千円**　イの場合　**3,404千円**

ⅳ レスパイトケア加算

ア．里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上の施設

イ．里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上の施設

基準単価：アの場合　**3,404千円**　イの場合　**5,724千円**

ⅴ 親子関係再構築支援加算

ア．支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上の施設

イ．支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上の施設

基準単価：アの場合　**3,404千円**　イの場合　**5,724千円**

注）いずれの単価も地域区分により変動あり

補助率

国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

参考1

里親支援センターの設置方法について

【ケース①】複数の児相管轄区域に対して里親支援センターを１か所設置

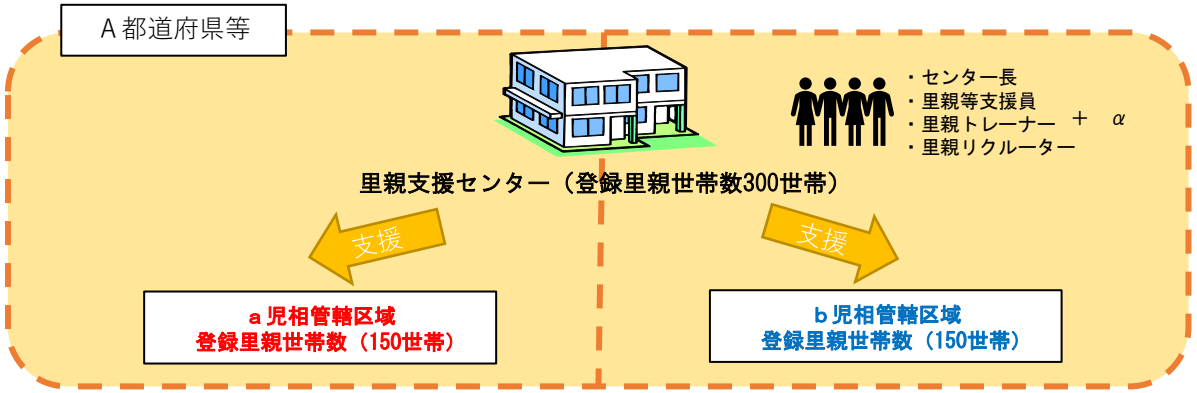

都道府県等に里親支援センターを１か所設置し、複数の児相管轄区域を支援する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

【ケース②】１自治体に複数の里親支援センターを設置

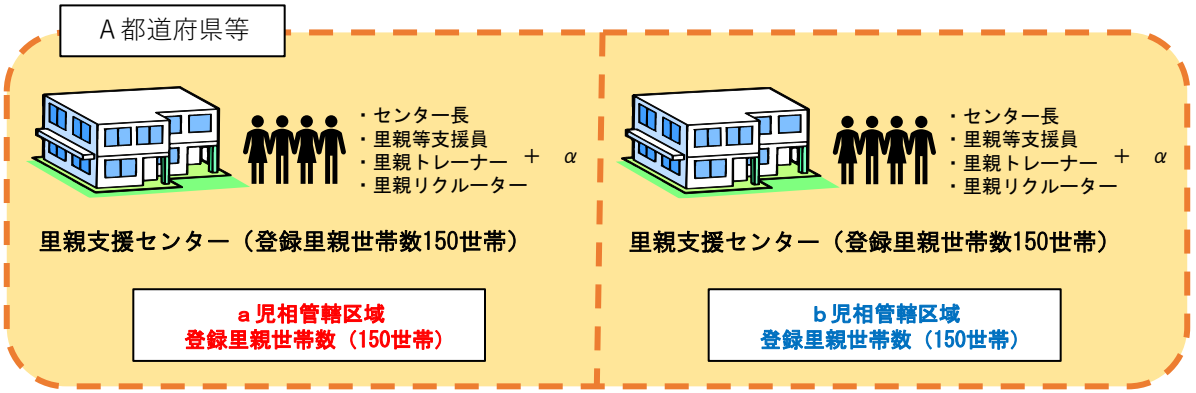

１自治体に複数の里親支援センターを設置する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターをそれぞれ配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大５名ずつ配置可能

【ケース③】１自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用

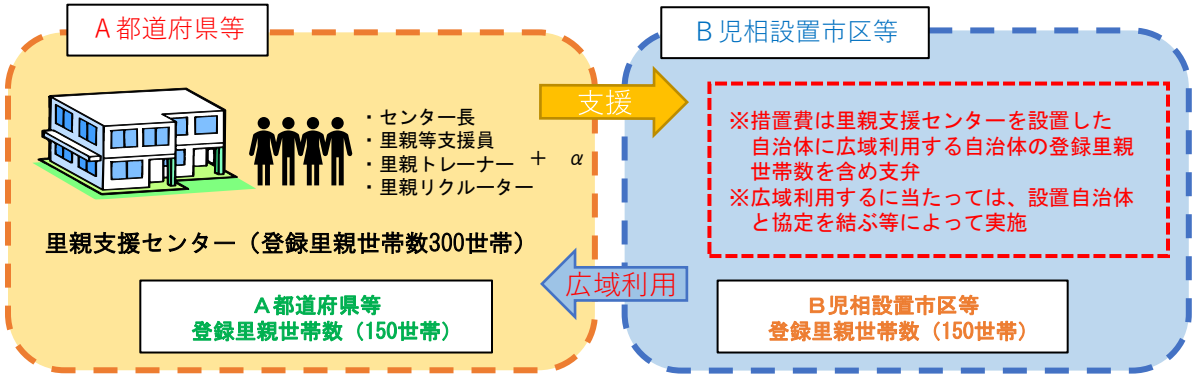

１自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

参考2

里親支援センターの実施方法について（その１）

① 里親支援センターは、里親支援事業（ⅰ里親制度等普及促進・リクルート業務、ⅱ里親等研修・トレーニング等業務、ⅲ里親等委託推進等業務、ⅳ里親等養育支援業務、ⅴ里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。
（児童福祉法第11条第１項第２号、第44条の３第１項）

② 里親支援センターはすべての里親支援事業を行う必要があることから、ⅰからⅴまでの業務のうち、例えば、ⅱの業務のすべてを他の民間フォスタリング機関等に委託して実施することは不可能である。

③ ただし、ⅰからⅴまでの業務を里親支援センターで行う上で、業務の中の１メニューを委託（例えば、ⅱ里親等研修・トレーニング等業務の専門里親研修のみ等）することは可能とする。

【イメージ図】

都道府県等

認可

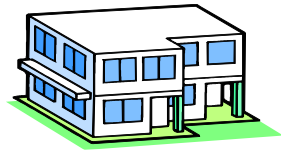

里親支援センター

委託

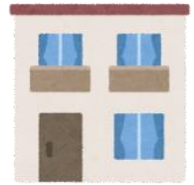

民間フォスタリング機関等

すべての里親支援事業をセンターで実施
ⅰ里親制度等普及促進・リクルート業務
ⅱ里親等研修・トレーニング等業務
ⅲ里親等委託推進等業務
ⅳ里親等養育支援業務
ⅴ里親等委託児童自立支援業務

里親支援事業（ⅰからⅴ）のいずれかを委託
例：ⅱ里親等研修・トレーニング等業務

里親支援事業（ⅰ～ⅴ）の各業務の中の１メニューを委託
例：ⅱ里親等研修・トレーニング等業務のうち、専門里親研修のみ委託

里親支援センターの実施方法について（その２）

① 国、都道府県及び市町村以外の者が里親支援センターを設置する場合、他の児童福祉施設と同様、各都道府県知事等の認可を得て、設置することができる。（児童福祉法第35条第４項）
（※）里親支援センターを経営する事業については、第二種社会福祉事業であるものの、児童福祉法上の設置認可を得ることにより、事業開始の届出は不要。（社会福祉法第２条第３項第２号、第69条第１項、第74条）

② 同一法人が複数の里親支援センターを設置する場合には、
- 各センターごとに設置認可を受けること
- 各センターごとに、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）すること
（※）必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能

【イメージ図】

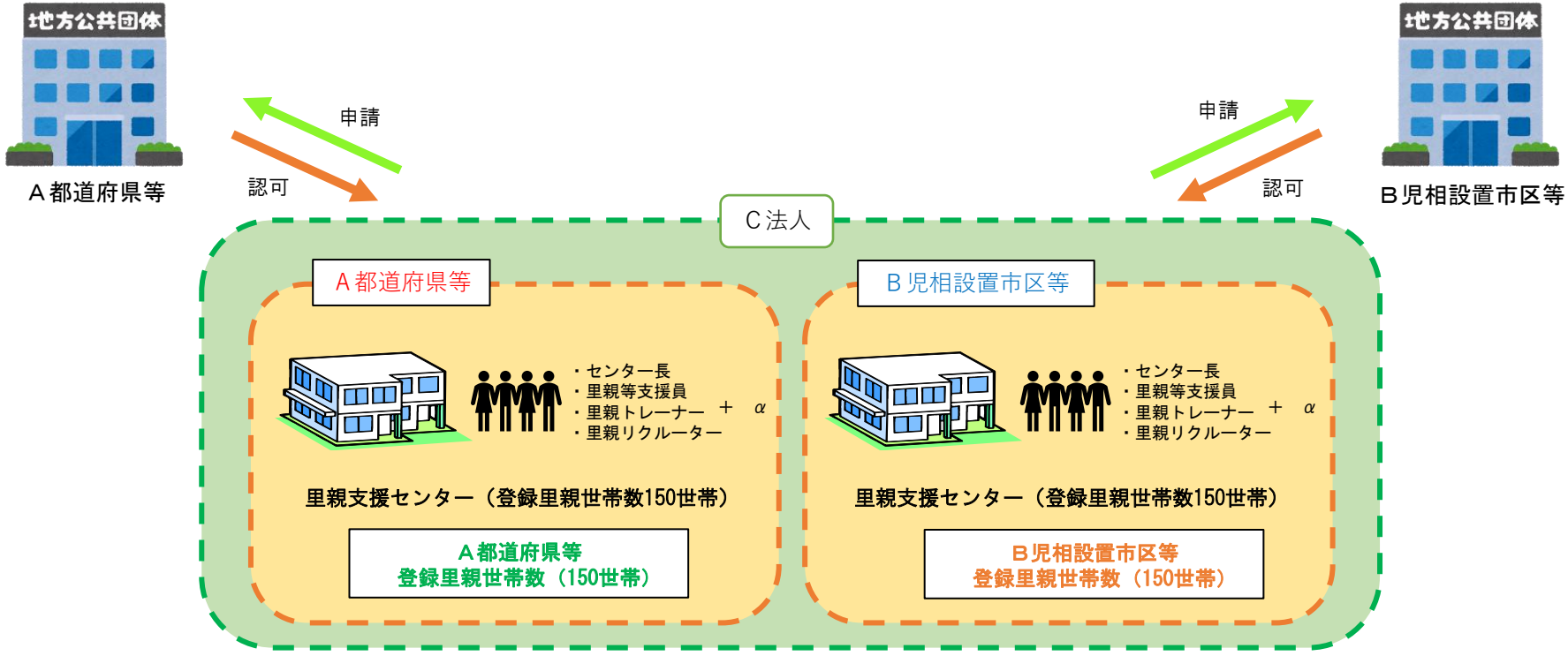

新規

里親支援センター等人材育成事業

支援局　家庭福祉課　別紙５

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞　令和６年度予算案　７４　百万円　（　０円　）　※（）内は前年度当初予算

１　事業の目的

○　質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、ＮＰＯ法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

○　このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、ＮＰＯ法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。

○　その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※　現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

２　事業の概要

（１）里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（２）全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

（３）第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

３　実施主体等

【実施主体】　民間団体（公募により選定）　　【補助基準額】　73,707千円

【補助割合】　定額（国：10／10相当）

（※）　研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

拡充 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

支援局　家庭福祉課　別紙6

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　177 億円の内数　（ 208 億円の内数 ）　※（ ）内は前年度当初予算
（※）R５予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1　事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2　事業の概要

リクルート

○　広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発
○　新規里親の開拓

里親リクルーター≪加配≫
リクルーター補助員≪加配≫

研修・トレーニング

○　基礎研修、登録前研修、更新研修の実施
○　委託後や未委託里親へのトレーニング

里親トレーナー≪加配≫
研修等事業担当職員≪加配≫

マッチング

○　委託候補里親の選定
○　委託に向けた調整・支援
○　自立支援計画の作成

里親等委託調整員≪必置≫
委託調整補助員≪加配≫

都道府県（児童相談所）

自立支援

○　自立支援計画への助言・進行管理
○　関係機関と連携した自立支援
○　生活支援、学習支援、就労支援
○　委託解除前からの自立に向けた相談支援
○　委託解除後の継続的な状況把握、相談支援

自立支援担当支援員≪必置≫

養育支援

○　里親家庭等への訪問支援
○　相互交流の場の提供
○　親子関係再構築支援
○　夜間・休日も含む相談支援
○　養育体験の機会の提供
○　レスパイト・ケア

里親等相談支援員≪必置≫、相談支援員補助員≪加配≫、
心理訪問支援員≪加配≫
レスパイト・ケア担当職員≪加配≫

≪拡充・新規内容≫ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

3　実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助割合】　国：１／２（又は２／３、３／４）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２（又は１／３、１／４）

参考　里親養育包括支援（フォスタリング）事業の具体的内容について

支援局　家庭福祉課

○ 事業の概要

○　里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③こどもと里親家庭のマッチング、④こどもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要となる研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。≪拡充・新規≫

（３）里親委託推進等事業

こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）共働き家庭里親委託促進事業

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

（７）障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

（８）里親等委託推進提案型事業

里親等委託推進に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の推進を図る。

（９）里親養育包括支援促進事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

（10）里親支援センター体制強化事業　≪新規≫

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親研修等担当者（里親トレーナー）の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（11）養子縁組包括支援事業　≪新規≫

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

○ 実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】　①～⑨、⑫の事業　国：１／２（又は２／３（※））、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２（又は１／３）
⑪、⑬の事業　国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２
⑩の事業　国：３／４、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／４

（※）令和６年度末までの「集中取組期間」において、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めるとともに、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、一定の要件を満たす場合には補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

【補助基準額】

①統括責任者加算・・・・・・・・・・・・１か所当たり　5,917千円
②市町村連携加算・・・・・・・・・・・・１か所当たり　5,800千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業
　都道府県等が実施する場合・・・・・・・１自治体当たり　1,994千円
　委託して実施する場合・・・・・・・・・１か所当たり　1,329千円
　里親リクルーター配置加算・・・・・・・１か所当たり　5,804千円
　新規里親登録件数
　　15件以上25件未満・・・・・・・・・・１か所当たり　1,380千円
　　25件以上35件未満・・・・・・・・・・１か所当たり　1,960千円
　　35件以上・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　2,539千円
④里親研修・トレーニング等事業
　　都道府県等が実施する場合・・・・・・１自治体当たり　8,341千円　≪拡充≫
　　委託して実施する場合・・・・・・・・１か所当たり　5,735千円　≪拡充≫
　　里親トレーナー配置加算（常　勤）・・１か所当たり　5,499千円
　　里親トレーナー配置加算（非常勤）・・１か所当たり　2,604千円
　　研修受講促進費・・・・・・・・・・・１人当たり　40千円
　　研修等事業担当職員配置加算
　　　都道府県等が実施する場合・・・・・１自治体当たり　5,520千円　≪新規≫
　　　委託して実施する場合・・・・・・・１か所当たり　3,943千円　≪新規≫
⑤里親委託推進等事業・・・・・・・・・・１か所当たり　6,544千円
　新規里親委託件数
　　15件以上30件未満・・・・・・・・・・１か所当たり　1,200千円
　　30件以上45件未満・・・・・・・・・・１か所当たり　2,980千円
　　45件以上・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　4,069千円
⑥里親訪問等支援事業　・・・・・・・・・１か所当たり　9,938千円
　里親等委託児童数
　　20人以上40人未満・・・・・・・・・・１か所当たり　2,462千円
　　40人以上60人未満・・・・・・・・・・１か所当たり　4,503千円
　　60人以上80人未満・・・・・・・・・・１か所当たり　8,144千円
　　80人以上・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　10,985千円
　心理訪問支援員配置加算（常　勤）・・・１か所当たり　5,166千円
　心理訪問支援員配置加算（非常勤）・・・１か所当たり　1,552千円
　面会交流支援加算・・・・・・・・・・・１か所当たり　2,195千円
　夜間・土日相談対応強化加算
　　24時間365日の場合　・・・・・・・・・１か所当たり　6,150千円
　　上記以外・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　2,938千円
　里親家庭養育協力支援・・・・・・・・・１日当たり　4,860円
　養育児童預かり支援
　　受入準備経費・・・・・・・・・・・・１か所当たり　8,000千円
　　一時預かり（宿泊を伴うもの）・・・・１日当たり　13,980千円
　　一時預かり（宿泊を伴わないもの）・・１日当たり　5,500千円
⑦里親等委託児童自立支援事業
　アフターケア対象者10人以上かつ
　支援回数120回以上の場合　・・・・・・１か所当たり　3,987千円
　アフターケア対象者20人以上かつ
　支援回数240回以上の場合　・・・・・・１か所当たり　7,898千円
⑧共働き家庭里親委託促進事業　・・・・・１自治体当たり　3,749千円
⑨障害児里親等委託推進モデル事業・・・・１か所当たり　2,200千円
⑩里親等委託推進提案型事業・・・・・・・１自治体当たり　10,000千円
⑪里親養育包括支援促進事業
　都道府県等が実施する場合・・・・・・・１か所当たり　32,734千円
　委託して実施する場合・・・・・・・・・１か所当たり　29,463千円
⑫里親支援センター体制強化事業　≪新規≫
　新規里親登録件数に応じて設定・・・・・１か所当たり　最大2,939千円
　新規里親委託件数に応じて設定・・・・・１か所当たり　最大4,069千円
⑬養子縁組包括支援事業　≪新規≫
　ⅰ養子縁組制度普及促進事業
　　ア　基本分
　　　都道府県等が実施する場合・・・・１自治体当たり　1,623千円
　　　委託して実施する場合・・・・・・１か所当たり　1,623千円
　　イ　市町村連携加算・・・・・・・・・１か所当たり　5,800千円
　ⅱ養親訪問等支援事業
　　ア　基本分・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　9,931千円
　　イ　養親相談支援員（補助員）加算
　　　里親等委託児童数
　　　　20人以上40人未満・・・・・・・１か所当たり　2,462千円
　　　　40人以上60人未満・・・・・・・１か所当たり　4,503千円
　　　　60人以上80人未満・・・・・・・１か所当たり　8,144千円
　　　　80人以上・・・・・・・・・・・１か所当たり　10,985千円
　　ウ　心理訪問支援員加算（常勤）・・・１か所当たり　5,166千円
　　　心理訪問支援員加算（非常勤）・・１か所当たり　1,552千円
　　エ　夜間・土日相談対応強化加算
　　　　24時間365日の場合　・・・・・・１か所当たり　6,150千円
　　　　上記以外・・・・・・・・・・・１か所当たり　2,938千円

拡充 里親への委託前養育等支援事業

支援局　家庭福祉課　別紙7

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　177 億円の内数　（ 208 億円の内数 ）　※（ ）内は前年度当初予算
（※）Ｒ５予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1　事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

2　事業の概要

（１）生活費等支援
　里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（２）研修受講支援
　里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒　研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。

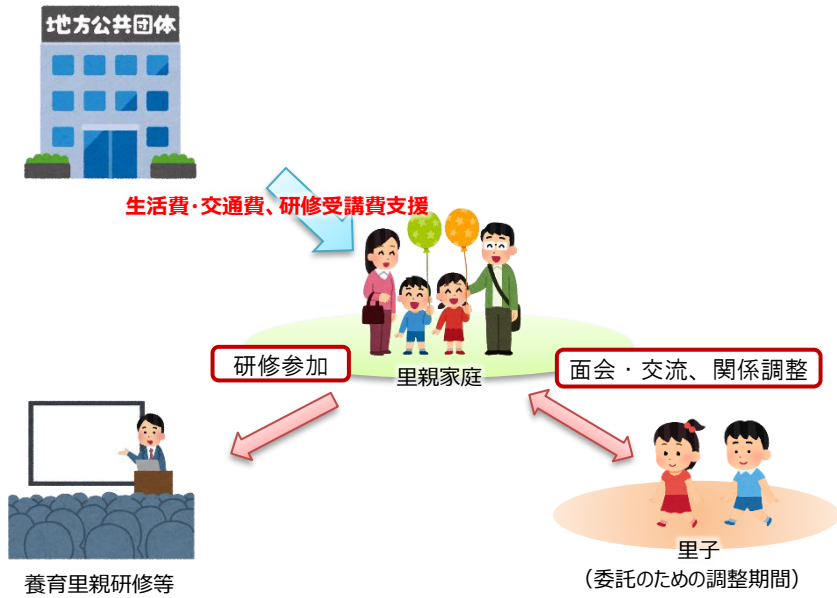

3　実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】
（１）生活費等支援		１人当たり日額	5, 300円
（２）研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア　県内で行われる場合	１件当たり日額	3, 490円
	イ　県外で行われる場合	１件当たり	50, 290円
	②テキスト費用	１件当たり	20, 000円
	③考査代	１件当たり	9, 000円

【補助割合】　国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

ファミリーホームにおける個別対応職員の配置について

別紙8

1　目的

施設等に入所する児童において、被虐待経験や愛着障害、発達障害等の養育上の課題を抱えるケアニーズの高い児童が増えていることを踏まえ、個別の対応が必要な、ケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームについても、こどもへの１対１の対応、保護者への援助等を行う個別対応職員を配置することにより、ケアニーズの高い児童への支援体制を強化するとともに、ファミリーホームへの委託の推進を図る。

2　業務内容

個別対応職員の業務内容は以下のとおり

（１）虐待を受けた経験のあるこども等特に個別の対応が必要とされるこどもへの個別面接
（２）当該こどもへの生活場面での１対１の対応
（３）当該こどもの保護者への援助　等

3　保護単価等

個別対応職員の配置に要する経費は、児童入所施設等国庫負担金において支弁することとし、その保護単価は、令和５年５月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

保護単価の金額については、個別の対応が必要となるこどもの数によって、２段階となるよう設定する予定。

・虐待を受けたこども等、特に個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもを３人以上受け入れている施設の場合は加算（Ⅰ）保護単価を支弁する。
・虐待を受けたこども等、特に個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもを１人又は２人受け入れている施設の場合は、加算（Ⅱ）の対象施設として指定。

里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

支援局　家庭福祉課　別紙9

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞　令和６年度予算案　2．1 億円

【 2．1 億円 】※【 】内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

2. 事業の概要

（１）里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、里親や特別養子縁組を検討している方や関心を寄せる方に対し、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能なそれぞれの特設サイトを制作する。

（２）特設サイトにつなげるなど里親登録者等を増やすための広報の実施

インターネットを活用した様々な媒体での広報啓発、ポスター及びリーフレットの配布・提供。

（３）都道府県等と連携した広報

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施。※　民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

＜特設サイトの開設＞

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能な特設サイトの作成

＜広報活動＞

・インターネット広告や動画広告等を活用、特設サイトへの誘導等、ターゲット層を絞った戦略的な広報活動を展開

≪LINEアプリ≫　≪インターネット広告≫　≪テレビＣＭ≫

＜都道府県等連携広報＞

・熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施

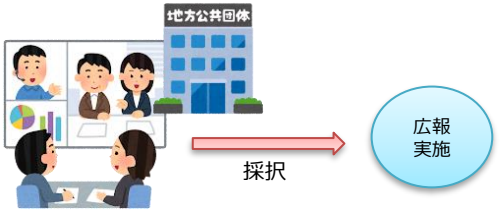

3. 実施主体等

【実施主体】　民間団体（公募により選定）

【補助基準額】　210,626千円

【補助割合】　定額（国：10／10相当）

各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等の実施体制

別紙10

1．各都道府県等における里親等委託の推進に係る専属職員による助言等

● 概要

各都道府県等における里親等委託の取組等を支援する体制として、都道府県等をＡ～Ｃのグループに分け、グループを専属で担当する家庭福祉課職員（専門官・課長補佐等）を指名し、定期的に取組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。

● 支援内容

①ヒアリングシート・聴き取りによる課題の洗い出し、改善策の提案

自治体ごとの実施体制や取組状況について、国があらかじめ作成・送付したヒアリングシートに事前に記入してもらい、その内容を踏まえて聴き取りを行って課題を洗い出し、里親等委託を推進（登録率・稼働率・委託率を向上等）させるための改善策を提案する。

②アドバイザーの登用

外部有識者（先進的な取組を実践している自治体担当者を含む。）をアドバイザー※として、①の課題に係る改善策についての助言を得る。（必要に応じて自治体への助言等の場に同席（リモート又は直接現地で））

※里親のリクルート（フォスタリング機関等）、マッチング（先進自治体等）、トレーニング（フォスタリング機関等）

③定期的な取組状況の聴取・随時相談対応

定期的に改善策の取組状況を聴取し、その内容に応じて、アドバイザーの意見等も踏まえながら必要な助言等を行う。（次期推進計画に実行性のある取組や適切な数値目標の記載を求めることも含む。）

また、改善策に対する自治体からの質問等を随時受け付け、アドバイザーの意見等も踏まえながらその都度必要な助言等を行う。

※①の課題に係る改善策等は、２．のネットワーク会議での検討にも反映し、広く展開を図る。

<イメージ>

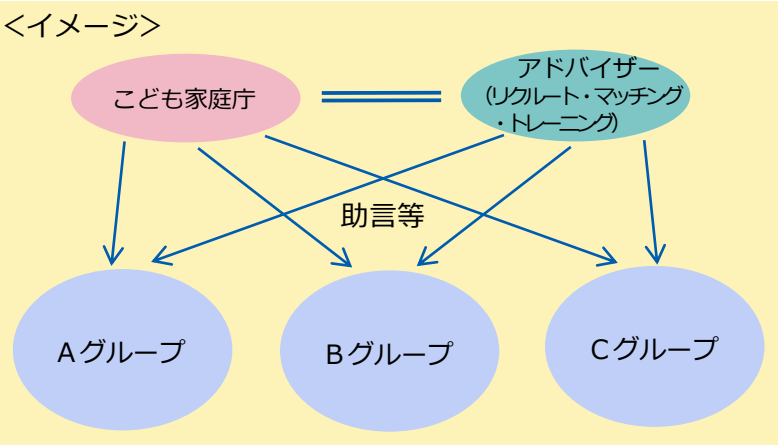

２．自治体間ネットワークの構築・ネットワーク会議の開催

● 概要

１．のＡ～Ｃの各グループにおいて、里親等委託の推進に向けた取組をはじめ、さまざまな事項について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、効果的な事例の横展開、課題の共有・解決方法の検討等を行う。
また、定期的にネットワーク会議を開催し、里親等委託率の向上に向けた事例の横展開や課題の共有・改善策の検討等を行う。

● 自治体間ネットワークでの実施事項

（１）日常的な情報交換・相談等ができる関係づくり

こども家庭庁も交えて日常的な情報交換・相談等を実施

→令和５年度内に各自治体に事務連絡を発出。自治体間ネットワークごとの担当者名簿を作成。

（２）ネットワーク会議の開催

自治体間ネットワーク単位でネットワーク会議を開催（事務局：家庭福祉課）

【ネットワーク会議での検討内容等】

①里親等委託率等の向上につながった効果的な事例の横展開

②里親等委託率等の向上に向けた課題の共有・改善策の検討（自治体での実施体制や取組状況への検討に反映）

③ネットワーク会議での効果的な検討内容等を他のネットワーク会議へ共有

④里親等委託率の向上を含め、実効性のある次期推進計画の策定に向け、計画策定上の課題の共有、改善策の検討（Ｒ６）

※外部有識者（先進的な取組を実践している自治体担当者を含む。）がアドバイザーとして参加。

※検討した改善策等は、１．の里親等委託の推進に係る専属職員による助言等における、①の課題に係る改善策にも反映する。

【会議の開催頻度】

四半期に１回の頻度で各ネットワーク会議を開催。第１回目の会議は５月の連休明け～６月末に開催を予定。

3．A～Cのグループごとの自治体名

番号	自治体名		地域	グループ	自治体数
1	北海道	札幌市	北海道	B	2
2	青森県		東北	C	7
3	岩手県				
4	宮城県	仙台市			
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県		関東甲信越	A	26
9	栃木県				
10	群馬県				
11	埼玉県	さいたま市			
12	千葉県	千葉市			
13	東京都	港区			
		品川区			
		世田谷区			
		中野区			
		豊島区			
		荒川区			
		板橋区			
		葛飾区			
		江戸川区			
14	神奈川県	横浜市			
		川崎市			
		相模原市			
		横須賀市			
15	新潟県	新潟市			
19	山梨県				
20	長野県				
16	富山県		中部	B	11
17	石川県	金沢市			
18	福井県				
21	岐阜県				
22	静岡県	静岡市			
		浜松市			
23	愛知県	名古屋市			
24	三重県				

番号	自治体名		地域	グループ	自治体数
25	滋賀県		近畿	B	12
26	京都府	京都市			
27	大阪府	大阪市			
		堺市			
28	兵庫県	神戸市			
		明石市			
29	奈良県	奈良市			
30	和歌山県				
31	鳥取県		中国	C	7
32	島根県				
33	岡山県	岡山市			
34	広島県	広島市			
35	山口県				
36	徳島県		四国	C	4
37	香川県				
38	愛媛県				
39	高知県				
40	福岡県	北九州市	九州・沖縄	C	11
		福岡市			
41	佐賀県				
42	長崎県				
43	熊本県	熊本市			
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県				
47	沖縄県				
	47	33			

A	26
B	25
C	29
	80

令和６年度実施スケジュール

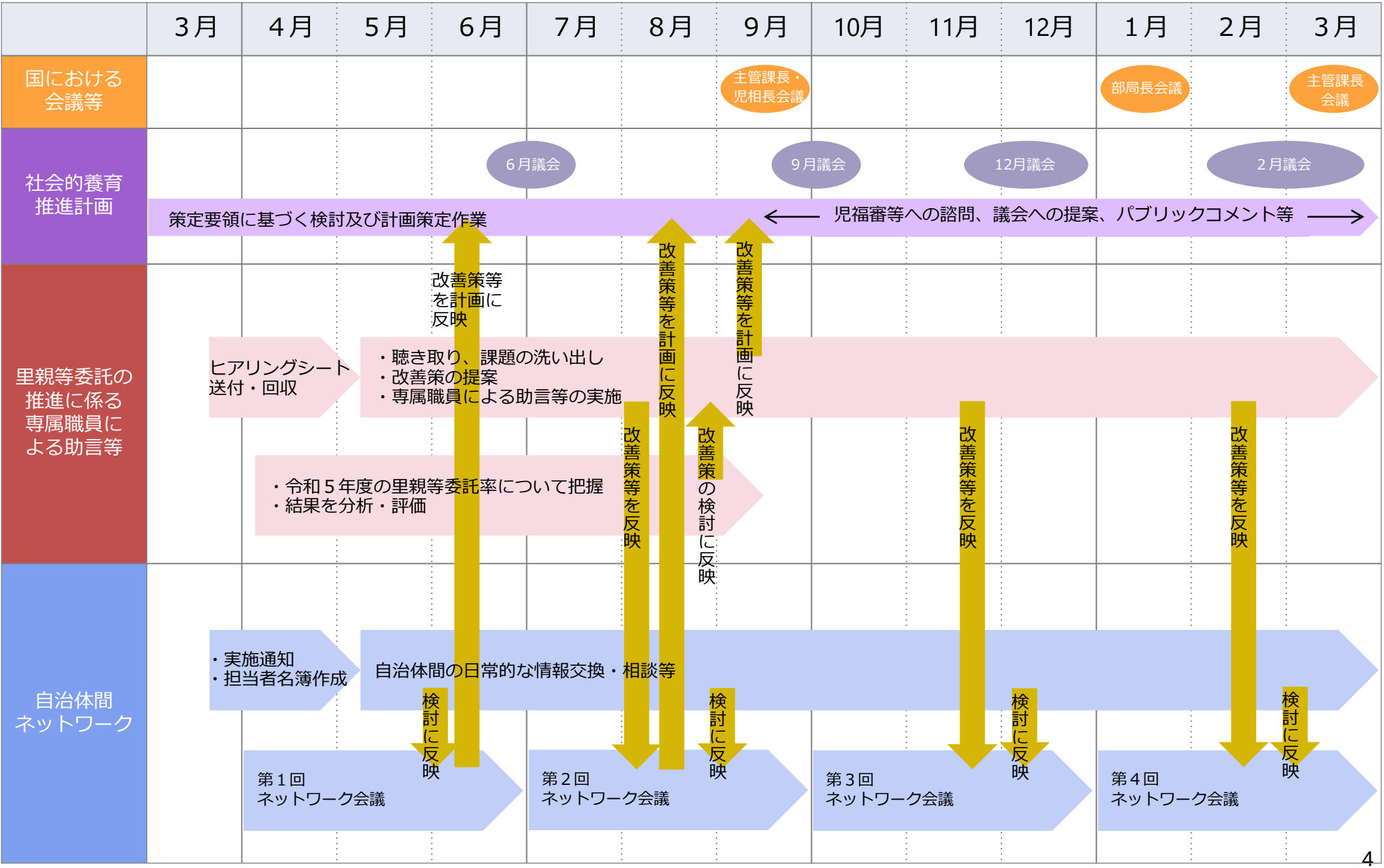

里親支援専門相談員の業務内容の見直し案について

別紙11

・現行の里親支援専門相談員の９つの業務のうち、里親支援センターが包括的に実施することが効果的と思われる業務について里親支援専門相談員の業務から除いた上で、児童養護施設又は乳児院に配置される里親支援専門相談員に期待される役割を踏まえた業務内容を見直すとともに、重点化を行う予定。

【参考：現行の業務】

（１）里親の新規開拓、（２）里親候補者の週末里親等の調整、（３）里親への研修、（４）里親委託の推進、
（５）里親家庭への訪問及び電話相談、（６）レスパイト・ケアの調整、（７）里親サロンの運営
（８）里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、（９）アフターケアとしての相談

１．実施業務及び必要な活動

里親支援専門相談員が行う業務と業務を行うために必要な活動を次表のとおりとする。
なお、業務の実施に当たっては、
・施設内の心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携する
・児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関等の関係機関との連携体制を整え、日常的に業務に必要な情報のやり取りを行う必要があること

実施業務	必要な活動	評価
（１） 所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進	・委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握 ・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント ・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり ・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。） ・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整 （児童相談所が行う場合はそのサポート） ・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明 （児童相談所が行う場合はそのサポート） ・在籍児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流	*必要な活動の活動状況（頻度、回数、工夫等）による評価指標を検討*
（２） 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援	・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援 ・電話や通所による相談支援 ・所属施設でのレスパイト・ケアの受入 ・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整 ・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	*同上*

里親支援専門相談員の業務内容の見直し案について

実施業務	必要な活動	評価
（３） 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進	・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント ・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり ・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。） ・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート） ・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流	同上
（４） 所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援	・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援 ・電話や通所による相談支援の実施 ・所属施設でのレスパイト・ケアの受入 ・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整 ・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	同上
（５） 里親等を対象とした研修やトレーニング等	・座学による講義、研修等 ・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング ・所属施設での実習の受入 ・フォスタリング機関や地域の里親会等と協力した里親サロンの開催 ・里親会等が開催するイベントへの支援	同上
（６） 里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援	・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援 ・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート ・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施 ・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援	同上

２．実施業務について

以下の①から③の実施業務の組み合わせのうち、いずれか１つを選択の上、業務を実施すること。
なお、選択した組み合わせに含まれない業務を追加して行うことは差し支えない。
①（１）、（２）　②（３）、（４）　③、（２）、（４）、（５）、（６）

３．里親支援専門相談員を２名配置している場合に実施する業務について

里親支援専門相談員を２名配置ている場合には、以下の①、②のいずれかの実施業務の組み合わせで実施すること。
なお、選択した組み合わせに含まれない業務を追加して行うことは差し支えない。
①（１）、（２）、（５）、（６）　②（３）、（４）、（５）、（６）